

短期入所療養介護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設を開設する者（介護保険法第8条第10項） 病院又は診療所により行われるものは、法人要件の適用なし（介護保険法第70条第2項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	老人保健施設の開設許可を受けている者は、介護老人保健施設の許可を受けた者とみなされることに伴って、本サービスに係る指定もあったものとみなされる（介護保険法施行法第8条及び介護保険法第72条）。
	その他	介護老人保健施設の許可又は介護療養型医療施設の指定があったときは、本サービスに係る指定もあったものとみなす（介護保険法第72条）
法人所轄庁との連携	法人格が要件となる場合は、事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **短期入所療養介護**

居宅要介護者等（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと（介護保険法第8条第10項）

1 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第13条）

病状が安定期にあり、下記2に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者等

2 「厚生労働省令で定める施設」（介護保険法施行規則第14条）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設の指定を受けていない療養病床を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

◎短期入所療養介護事業所の指定基準

短期入所療養介護事業所の指定を受けるためには、次のそれぞれの場合についての「Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準」及び「Ⅱ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

(1) 介護老人保健施設の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士の配置基準、設備基準については、介護老人保健施設の基準と同様</p> <p>*基準において「入所者」とあるのは、「入所者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える</p> <p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。</p> <p>※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
Ⅱ 運営に関する基準	<p>※10-7ページ以降をご覧ください。</p>

(2) 介護療養型医療施設の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士又は作業療法士の配置基準、設備基準については、介護療養型医療施設の基準と同様</p> <p>*基準において「入院患者」とあるのは、「入院患者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える</p> <p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。</p> <p>※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
Ⅱ 運営に関する基準	<p>※10-7ページ以降をご覧ください。</p>

(3) 介護療養型医療施設の指定を受けていない療養病床を有する病院又は診療所の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準	<p>医療法に定める療養病床の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士又は作業療法士の配置基準、設備基準を満たしていること</p> <p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。</p> <p>※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>

II 運営に関する基準	※10-7ページ以降をご覧ください。
-------------	--------------------

(4) 老人性認知症疾患療養病棟の場合

	内 容
I 人員に関する基準 ・設備に関する基準	<p>1 医師・薬剤師 (1) 医療法に定める数 (2) 医師のうち1人以上を短期入所療養介護担当とすること</p> <p>2 看護職員 (医療法施行規則第43条の2該当のもの) 入院患者：看護職員＝3：1（常勤換算） (それ以外のもの) 入院患者：看護職員＝4：1（常勤換算）</p> <p>3 介護職員 入院患者：介護職員＝6：1（常勤換算） *当分の間 入院患者：介護職員＝8：1で可</p> <p>4 栄養士 病床数が100以上の病院にあつては1人以上</p> <p>5 作業療法士（常勤）1人以上 *専従・常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る）を置いている場合、当分の間、週に1日以上作業療法の評価を行う作業療法士で可</p> <p>6 精神保健福祉士又はこれに準ずるもの（常勤）1人以上</p>
	<p>1 生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有すること</p> <p>2 病室 (1) 4床以下 (2) 内法による測定で1人あたりの床面積6.4㎡以上 *病床転換による老人性認知症疾患療養病棟は、6床で可</p> <p>3 病棟面積 内法による測定で1人あたりの床面積18㎡以上 *事業の管理の事務に供される部分は除く面積</p> <p>4 廊下幅は1.8m以上、ただし、中廊下幅は2.7m以上（医療法施行規則第43条の2該当のものは2.1m以上） *病床転換による老人性認知症疾患療養病棟は、1.2m以上、ただし、中廊下幅は1.6m以上で可</p> <p>5 生活機能回復訓練室 60㎡以上の面積を有し、専用の器械・器具を備えること</p> <p>6 デイルーム・面会室の合計 入院患者1人につき2㎡以上の面積</p> <p>7 食堂 入院患者1人につき1㎡以上の広さ *デイルームとの兼用可</p> <p>8 浴室 入浴の介護を考慮しできるだけ広いもの</p> <p>9 消火設備その他非常の災害に際して必要な設備</p>
	<p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。 ※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>

Ⅱ 運営に関する基準	※10-7ページ以降をご覧ください。
------------	--------------------

(5) 厚生労働大臣が定める基準に適合する診療所の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準 ・設備に関する基準	<p>1 看護職員・介護職員 入院患者：看護職員・介護職員＝3：1（常勤換算）</p> <p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。 ※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p> <p>1 病床 床面積 1人当たり6.4㎡以上</p> <p>2 食堂</p> <p>3 浴室</p> <p>4 機能訓練を行うための場所</p> <p>※具体的には、10-6ページ以降をご覧ください。 ※また、10-27ページ以降の「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>
Ⅱ 運営に関する基準	※10-7ページ以降をご覧ください。

(6) 経過型介護療養病床を有する病院の場合（基準緩和の部分のみ掲載）

（療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換が図られるよう平成24年3月31日までの間、基準の一部を緩和した経過型類型。）

下記、記載のもの以外にかかる基準は通常の種類の人員基準、施設、設備基準を参照。

	内 容
I 人員に関する基準	<p>1 医師 医療法施行規則附則第52条に規定する数以上</p> <p>2 看護職員（看護師、准看護師） 療養病床に係る病棟において 入院患者：看護職員=8：1（常勤換算） 老人性認知症疾患療養病床 入院患者：看護職員=5：1（常勤換算）</p> <p>3 介護職員 療養病床に係る病棟において 入院患者：介護職員=4：1（常勤換算） 老人性認知症疾患療養病床 入院患者：看護職員=6：1（常勤換算）</p>
II 設備に関する基準	廊下幅は1.2m以上、ただし、中廊下幅は1.6m以上

◎短期入所療養介護事業所に関する指定基準について（法第74条）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平18厚令35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老企54」＝通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平13老発155」＝「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号：厚生労働省老健局長通知）

※「平11厚令37第155条準用（第125条）」は、「平11厚令37第155条により準用される第125条」という意味です。

I 人員に関する基準・設備に関する基準（平11厚令37第142条及び第143条、第155条の4、155条の15）

（1）本則

①いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・設備基準（ユニット型及び一部ユニット型施設については、それぞれユニット型及び一部ユニット型施設に関するものに限る。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

（2）経過措置

① 経過措置として、次に掲げる施設においても指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。

厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所（平11厚令37附則第5条）

当分の間、指定短期入所療養介護の事業を行うことができるものとしたこと。

② 老人性認知症疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置

イ 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととされたこと（平11厚令37附則第6条）。

ロ 当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性認知症疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるものとしたこと（平11厚令37附則第7条）。

ハ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下で

あればよいこととされたこと（平 11 厚令 37 附則第 8 条）。

ニ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上（ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上）であればよいこととされたこと（平 11 厚令 37 附則第 9 条）。

③ その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」（平成 13 年 2 月 22 日老計発第 9 号・老振発第 8 号・老老発第 4 号通知）を参照。

II 運営に関する基準

1 対象者

（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟に係る病室又は認知症疾患療養病棟において（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 144 条、第 155 条の 12 準用（第 144 条）、第 155 条の 23 準用（第 144 条））

※経過措置

当分の間、「療養室」とあるのは「療養室、規則附則第 2 条により読み替えて適用される規則第 14 条に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る病室」とする。（平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項）

2 内容及び手続の説明及び同意

（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、（ユニット型・一部ユニット型）短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 125 条）、第 155 条の 12 準用（第 125 条）、第 155 条の 23 準用（第 125 条））

3 （ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護の開始及び終了

（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、（ユニ

ット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 126 条第 2 項)、第 155 条の 12 準用(第 126 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用 (第 126 条第 2 項))

4 提供拒否の禁止

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく (ユニット型・準ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 9 条)、第 155 条の 12 準用 (第 9 条)、第 155 条の 23 準用 (第 9 条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(2)を準用)

5 サービス提供困難時の対応

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 10 条)、第 155 条の 12 準用 (第 10 条)、第 155 条の 23 準用 (第 10 条))

6 受給資格等の確認

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 11 条第 1 項)、第 155 条の 12 準用 (第 11 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用 (第 11 条第 1 項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 11 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用 (第 11 条第 2 項))

7 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けてい

ない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 12 条第 1 項）、第 155 条の 12 準用（第 12 条第 1 項）、第 155 条の 23 準用（第 12 条第 1 項））

- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 12 条第 2 項）、第 155 条の 12 準用（第 12 条第 2 項）、第 155 条の 23 準用（第 12 条第 2 項））

8 心身の状況等の把握

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 13 条）、第 155 条の 12 準用（第 13 条））

9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 15 条）、第 155 条の 12 準用（第 15 条）、第 155 条の 23 準用（第 15 条））

10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 16 条）、第 155 条の 12 準用（第 16 条）、第 155 条の 23 準用（第 16 条））

11 サービスの提供の記録

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護を提供した際には、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 19 条)、第 155 条の 12 準用(第 19 条)、第 155 条の 23 準用(第 19 条))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 19 条第 2 項)、第 155 条の 12 準用(第 19 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用(第 19 条第 2 項))

12 健康手帳への記載

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳(老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。)の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 65 条)、第 155 条の 12 準用(第 65 条)、第 155 条の 23 準用(第 65 条))

なお、医療の記録に係るページには、以下の記載しなければならない。(平 11 老企 25 第 5 の 3 の(2)を準用)

- ①「医療機関名称・所在地・電話」の欄には、指定短期入所療養介護事業所の名称、所在地及び電話番号
- ②「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日

13 利用料等の受領

- (1) (ユニット) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該(ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 11 厚令 37 第 145 条第 1 項 第 155 条の 5 第 1 項)
- (2) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し

ない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 145 条第 2 項 第 155 条の 5 第 2 項)

(3) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 145 条第 3 項 第 155 条の 5 第 3 項)

① 食事の提供に要する費用(法第 51 条 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項)の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

② 滞在に要する費用(法第 51 条 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額(同条第 4 項)の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

③ 厚生労働大臣の定める基準(平成 12 年厚生省告示第 123 号)に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

④ 厚生労働大臣の定める基準(平成 12 年厚生省告示第 123 号)に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

⑥ 理美容代

⑦ 上記①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。(平 12 老企 54)

(4) (3)の①から④に掲げる費用については別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。(平 11 厚令 37 第 145 条第 4 項 第 155 条の 5 第 4 項)

(5) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、(3)の①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。(平 11 厚令 37 第 145 条第 5 項 第 155 条の 5 第 5 項)

- (6) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
- (7) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用に係るもの並びにその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)
- (8) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定 (平 11 厚令 37 第 155 条の 5) に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 145 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 16)

14 保険給付の請求のための証明書の交付

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 21 条)、第 155 条の 23 準用(第 21 条))

15 指定短期入所療養介護の取扱方針

- (1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 146 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 146 条第 2 項)
- 「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4

日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供しなければならない。

(平 11 老企 25 第 11 の 2 の (2) の ①)

- (3) 指定短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 146 条第 3 項)
- (4) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(平 11 厚令 37 第 146 条第 4 項 第 155 条の 6 第 6 項)

※身体拘束禁止の対象となる具体的行為 (平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き))

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (5) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持たなければならない。そのため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めなければならない。(平 13 老発 155 の 2・3)
- (6) (ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しなければならない。(平 13 老発 155 の 3・5)

※改善計画に盛り込むべき内容

- ① 事業所内の推進体制
- ② 介護の提供体制の見直し
- ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
- ④ 事業所の設備等の改善

- ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み
 - ⑥ 利用者の家族への十分な説明
 - ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標
- (7) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。(平11厚令37第146条第5項、第155条の6第7項)
- なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しなければならない。(平13老発155の6)
- (8) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する(ユニット型)指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平11厚令37第146条第6項、第155条の6第8項)
- (9) ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行なうことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行なわなければならない。(平11厚令37第155条の6第1項)
- (10) ユニット型指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行なわなければならない。(平11厚令37第155条の6第2項)
- (11) ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行なわなければならない。(平11厚令37第155条の6第3項)
- (12) ユニット型指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行なわなければならない。(平11厚令37第155条の6第4項)
- (13) ユニット型指定短期入所療養介護事業者の従業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なわなければならない。(平11厚令37第155条の6第5項)
- (14) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の取扱方針は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平11厚令37第155条の6)に、それ以外の部分にあつては、平11厚令37第146条に定めるところによる。(平11厚令37第155条の17)
- 16 (ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護計画の作成**
- (1) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、(ユニ

ット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の(ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護計画を作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 147 条第 1 項、第 155 条の 12 準用(第 147 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用(第 147 条第 1 項))

- (2) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 147 条第 2 項、第 155 条の 12 準用(第 147 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用(第 147 条第 2 項))
- (3) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の管理者は、(ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 147 条第 3 項、第 155 条の 12 準用(第 147 条第 3 項)、第 155 条の 23 準用(第 147 条第 3 項))
- (4) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の管理者は、(ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護計画を作成した際には、当該(ユニット型・一部ユニット型)短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 147 条第 4 項、第 155 条の 12 準用(第 147 条第 4 項)、第 155 条の 23 準用(第 147 条第 4 項))

17 診療の方針

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしなければならない。(平 11 厚令 37 第 148 条、第 155 条の 12 準用(第 148 条)、第 155 条の 23 準用(第 148 条))

- ① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行わなければならない。
- ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行わなければならない。
- ③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならない。
- ④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行わなければならない。
- ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはな

らない。

- ⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

18 機能訓練

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 149 条、第 155 条の 12 準用 (第 149 条)、第 155 条の 23 準用 (第 149 条))

19 看護及び医学的管理の下における介護

- (1) 指定短期入所療養介護事業者の行なう看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所療養介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 2 項)
- (3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 3 項)
- (4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 4 項)
- (5) 指定短期入所療養介護事業者は、(1) から (4) に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 5 項)
- (6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。(平 11 厚令 37 第 150 条第 6 項)
- (7) ユニット型指定短期入所療養介護事業者の行なう看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行なわなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 1 項)
- (8) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行なうよう適切に支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 2 項)
- (9) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的

に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には清しきをもって入浴の機会の提供に代えることができる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 3 項)

- (10) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつをしようせざるを得ない利用者については、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 4 項)
- (11) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(7)から(10)に定めるほか、利用者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 5 項)
- (12) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 7 第 6 項)
- (13) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平 11 厚令 37 第 155 条の 7)に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 150 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 18)

20 食事の提供

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 151 条第 1 項)
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 151 条第 2 項)
- (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければならない。(平 11 老企 25 第 11 の 2 の (7) の ①)
- (4) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならない。(平 11 老企 25 第 11 の 2 の (7) の ②)
- (5) 夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降としなければならない。(平 11 老企 25 第 11 の 2 の (7) の ③)
- (6) 転換型の療養病床等であつて食堂がない場合は、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならない。(平 11 老企 25 第 11 の 2 の (7) の ④)
- (7) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 8 第 1 項)
- (8) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 8 第 2 項)
- (9) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者とその心身の状況に応じてできる限り自立して食

事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 8 第 3 項)

- (10) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 8 第 4 項)
- (11) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平 11 厚令 37 第 155 条の 8)に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 151 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 19)

21 その他のサービスの提供

- (1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 152 条第 1 項)
- (2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行なうこれらの活動を支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 9 第 1 項)
- (3) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 152 条第 2 項、第 155 条の 9 第 2 項)
- (4) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平 11 厚令 37 第 155 条の 9)に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 152 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 20)

22 利用者に関する市町村への通知

(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 26 条)、第 155 条の 12 準用(第 26 条)、第 155 条の 23 準用(第 26 条))

- ① 正当な理由なしに(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

23 管理者の責務

- (1) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の管理者は、(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条)

準用(第 52 条第 1 項)、第 155 条の 12 準用(第 52 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用(第 52 条第 1 項))

- (2) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該(ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の従業者に平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 10 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 52 条第 2 項)、第 155 条の 12 準用(第 52 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用(第 52 条第 2 項))

24 運営規程

(ユニット型、一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 153 条、第 155 条の 10 第 155 条の 21)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ (ユニット型)指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
※一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者にあつては、ユニット部分、ユニット部分以外の部分それぞれの利用料その他の費用の額
- ④ 通常の送迎の実施地域
- ⑤ 施設利用に当たつての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ その他運営に関する重要事項

25 勤務体制の確保等

- (1) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、(ユニット型)指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条、準用(第 101 条第 1 項)、第 155 条の 10 の 2 第 1 項))
- (2) 月ごとの勤務表を作成し、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしなければならない。(平 11 老企 25 第 11 の 2 の(9)の②)
- (3) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型)指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該(ユニット型)指定短期入所療養介護事業所の従業者によって(ユニット型)指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 101 条第 2 項)、第 155 条の 10 の 2 第 3 項)

- (4) (ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型)短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 101 条第 3 項)、第 155 条の 10 の 2 第 4 項)
- (5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、(1) による従業者の勤務の体制を定めるに当たっては次に定める職員配置を行なわなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 10 の 2 第 2 項)
- ①昼間についてはユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ②夜間及び深夜については、ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (6) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平 11 厚令 37 第 155 条の 10 の 2)に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 155 条において準用する第 101 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 21 の 2)

26 定員の遵守

- (1) 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 154 条)
- ①介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
 - ②療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

※経過措置

当分の間、「療養病床を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、「療養病床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病床数」とあるのは「病床数(基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数)」と、「病室」とあるのは「病室(基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室)」とする。(平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項)

- (2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型介護予防短期

入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。) 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行なつてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 155 条の 11)

- ①ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
 - ②ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数。
- (3) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつてはユニット型の規定(平 11 厚令 37 第 155 条の 11) に、それ以外の部分にあつては、平 11 厚令 37 第 154 条に定めるところによる。(平 11 厚令 37 第 155 条の 22)

27 地域等との連携

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 139 条)、第 155 条の 12 準用(第 139 条)、第 155 条の 23 準用(第 139 条))

28 非常災害対策

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 103 条)、第 155 条の 12 準用(第 103 条)、第 155 条の 23 準用(第 103 条))

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平 11 老企 25 第 8 の 3 の (6) を準用)

29 衛生管理等

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 118 条第 1 項)、第 155 条の 12 準用(第 118 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用(第 118 条第 1 項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 118 条第 2 項)、第 155 条の 12 準用(第 118 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用(第 118 条第 2 項))
また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保たなければならない。(平 11 老企 25 第 9 の 3 の(3)の①を準用)
- (3) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及び万延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。(平 11 老企 25 第 9 の 3 の(4)の②を準用)
- (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 9 の 3 の(3)の③を準用)

30 掲示

(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、(ユニット型・一部ユニット型) 短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 32 条)、第 155 条の 12 準用(第 32 条)、第 155 条の 23 準用(第 32 条))

31 秘密保持等

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 33 条第 1 項)、第 155 条の 12 準用(第 33 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用(第 33 条第 1 項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 33 条第 2 項)、第

155 条の 23 準用（第 33 条第 2 項）

- (3)（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 33 条第 3 項）、第 155 条の 12 準用（第 33 条第 3 項）、第 155 条の 23 準用（第 33 条第 3 項））

32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 35 条）、第 155 条の 23 準用（第 35 条））

33 苦情処理

- (1)（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、提供した（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 36 条第 1 項）、第 155 条の 23 準用（第 36 条第 1 項））
- 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の 3 の (23) の ① を準用）
- (2)（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。（平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 36 条第 2 項）、第 155 条の 12 準用（第 36 条第 2 項）、第 155 条の 23 準用（第 36 条第 2 項））
- 利用者及びその家族からの苦情に対し、指定短期入所療養介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の 3 の (23) の ② を準用）
- (3)（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護事業者は、提供した（ユニット型・一部ユニット型）指定短期入所療養介護に関し、法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市

町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 36 条第 3 項)、第 155 条の 23 準用(第 36 条第 3 項))

- (4) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 36 条第 4 項)、第 155 条の 23 準用(第 36 条第 4 項))
- (5) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務) 第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 36 条第 5 項)、第 155 条の 12 準用(第 36 条第 5 項)、第 155 条の 23 準用(第 36 条第 5 項))
- (6) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 36 条第 6 項)、第 155 条の 12 準用(第 36 条第 6 項) 第 155 条の 23 準用(第 36 条第 6 項))

34 事故発生時の対応

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 37 条第 1 項)、第 155 条の 12 準用(第 37 条第 1 項)、第 155 条の 23 準用(第 37 条第 1 項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 37 条第 2 項)、第 155 条の 12 準用(第 37 条第 2 項)、第 155 条の 23 準用(第 37 条第 2 項))
- (3) (ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する(ユニット型・一部ユニット型) 指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 155 条準用(第 37 条第 3 項)、第 155 条の 12 準用(第 37 条第 3 項)、第 155 条の 23 準用(第 37 条第 3 項))

- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。(平11厚令37第154条の2項)
- (5) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平11老企25第3の3の(24)の③を準用)

35 会計の区分

- (1) (ユニット型・準ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・準ユニット型)指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、(ユニット型・準ユニット型)指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平11厚令37第155条準用(第38条)、第155条の23準用(第38条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平13年老振発第18号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平11老企25第3の3の(25)を準用)

36 記録の整備

- (1) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平11厚令37第154条の2第1項、第155条の12準用(第154条の2第1項)、第155条の23準用(第154条の2第1項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型)指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(平11厚令37第154条の2第2項、第155条の12準用(第155条の2第2項)、第155条の23準用(第155条の2第2項)、第194条)
 - ① (ユニット型・準ユニット型)短期入所療養介護計画
 - ② 平11厚令37第155条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 平11厚令37第146条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④ 平11厚令37第155条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 平11厚令37第155条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑥ 平11厚令37第155条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(一部ユニット型介護老人保健施設である場合は当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年二月厚生省告示第二十七号)第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) イ(1)に該当するものであること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(一部ユニット型介護老人保健施設である場合は当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月厚生省告示第27号)第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ハ 一部ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イ(1)又は(2)に該当するものであること。

ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該療養病棟の看護職員も数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 当該療養病棟における介護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
 - (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
 - (六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
 - (七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当するものであること。
 - (八) 医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。
- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
 - (二) 当該療養病棟における介護職員の数(一部ユニット型病院療養病床である場合は当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
 - (二) 当該療養病棟における介護職員の数(一部ユニット型病院療養病床である場合は当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養

介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) ニ(1) (一)、(四) 及び (六) から (八) までび該当するものであること。
- (二) 当該療養病棟における看護職員の数（一部ユニット型病院療養病床である場合は当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該療養病棟における介護職員の数（一部ユニット型病院療養病床である場合は当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

へ 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)又はホのいずれかに該当するものであること。

ト 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 指定短期入所療養介護を行なう療養病床を有する診療所(以下「療養病床」という。)における看護職員の数（一部ユニット型診療所療養病床である場合は当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該療養病室に係る介護職員の数（一部ユニット型診療所療養病床である場合はユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する第二十一条第二項第三号及び第4号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ハ(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

チ ユニット型診療所療養型病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ト(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員の数(一部ユニット型診療所療養病床である場合は当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数(一部ユニット型診療所療養病床である場合は当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト(1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること。

ヌ 認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院(医療法施行規則第43条の2の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う老人性認知症患者療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 認知症病棟における介護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すご

とに一以上であること。

- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
 - (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 ((1)(一)の規定の適用を受ける者を除く。) である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 当該認知症病棟における看護職員の数 (一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分以外の部分に係る看護職員の数) が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 当該認知症病棟における介護職員の数 (一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数) が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること
 - (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
 - (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (3) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 当該認知症病棟における介護職員の数 (一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数) が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 当該認知症病棟における介護職員の数 (一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数) が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はそ

の端数を増すごとに一以上であること。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれをきりあげるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (ヌ)(1)の(一)及び(四)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (ヌ)(2)の(一)及び(四)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合は当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ヲ 特定認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していないこと。

ロ 1ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していないこと。

十 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して行なう指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを区別すること。

ロ 他の利用者と区別して、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護を行なうのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有すること。

(1) 専ら日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の老人を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの

(2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。

- (3) (1)の施設に入所定員の一割以上の数の個室を設けていること。
 - (4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のデイルームを設けていること。
 - (5) (1)の施設に日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。
- ハ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、十人を標準とすること。
 - ニ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を置いていること。
 - ホ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定している事業所に限る。）でないこと。

十一 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと(ロ又はハに該当する場合を除く。)

ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く。)

- (1) 療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二又は第三号イに規定する基準に該当していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当していないこと。
- (3) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。
- (4) 指定居宅サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

十二 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

イ 診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ロに該当する場合を除く。)

- (1) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ又は第十一号イに規定する基準に該当していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。
- (3) 指定居宅サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ロ 診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。